

# 新消滅時効法における起算点確定法理

香 川 崇

富山大学紀要. 富大経済論集 第65巻第2号抜刷（2019年12月）

富山大学経済学部

# 新消滅時効法における起算点確定法理

香 川 崇

キーワード：起算点，消滅時効

## 一 はじめに

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）は、時効制度の改正を含むものであった（本稿において、**改正前の民法**の条文は条数の前に**改正前**、**改正後の民法**の条文は条数の前に**新**と表記することとする）。債権の消滅時効については、改正前 167 条 1 項における 10 年の消滅時効が債権に関する原則的消滅時効として維持されたものの（新 166 条 1 項 2 号）、職業別短期消滅時効（改正前 170 条乃至 174 条）が廃止された。職業別短期消滅時効の廃止に伴い、債権に関する 5 年の消滅時効が新たに定められた（新 166 条 1 項 1 号）。新 166 条 1 項 2 号の 10 年の消滅時効の起算点は、改正前 166 条 1 項と同じく、「権利を行使することができる時」とされたが、新 166 条 1 項 1 号の 5 年の消滅時効の起算点は、「債権者が権利を行使することができることを知った時」とされた。また、新 724 条は、不法行為による損害賠償請求権について、3 年（同条 1 号）と 20 年（同条 2 号）の消滅時効を定めた。そして、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権も人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権も、5 年（新 166 条 1 項 1 号、724 条の 2）と 20 年（新 167 条、724 条 2 号）の消滅時効にかかるものとされた。

本稿は、外国法における議論や改正前民法の下での学説判例を踏まえつつ、消滅時効法の立法過程を検討し、その改正の趣旨を明らかにした上で、改正法における消滅時効の起算点確定法理の解釈を示すことを試みるものである。近

時、消滅時効改正の立法過程に着目した論考が発表されている<sup>1</sup>。本稿は、先行研究で示された改正の趣旨を確認するとともに、外国法における議論や改正前民法の下での学説判例を参考にして、消滅時効の起算点確定法理に関する新たな解釈を付加するところに意義があるものとする<sup>2</sup>。

新消滅時効法を検討する前に、まず、フランス消滅時効法における起算点確定法理、改正前民法の起草過程及び改正前民法における消滅時効の起算点確定法理に関する判例と学説を確認する。次に、法制審議会民法（債権関係）部会（以下、**法制審**という）における議論を検討し、その改正の趣旨を明らかにする。以上の検討を踏まえて、最後に、新たな消滅時効法の起算点確定法理に関する解釈を示すこととしたい。

## 二 改正前民法における議論

### 1 フランス法

1804年に制定されたフランス民法典における時効法（以下、これを**旧時効法**という）は、わが国の改正前民法と類似の規定を定めていた。そこで、改正前民法を検討する前に、フランス消滅時効法における起算点確定法理について一瞥する<sup>3</sup>。

#### （一）旧時効法

##### （1）消滅時効の起算点と時効の停止

旧時効法は、権利一般に関する消滅時効（以下、**普通時効**という）の時効期間を30年としていた（仏民旧2262条）。債権の場合、その起算点は債権発生時と解されていた<sup>4</sup>。

旧時効法の定める「時効の停止」には、（A）時効の進行を開始させないものと（B）いったん進行開始された時効の進行を休止させるものがあった。時効の停止事由は限定列举とされており（仏民旧2251条）、時効の停止の効果は、原則として、進行停止とされていた。

##### （2）期限・停止条件による時効停止

フランス法では、債権に停止条件が設定されると、債権はその存在自体が停

止され、債権に期限が設定されると、その債務の履行は延期されると解されていた<sup>5</sup>。仏民旧 2257 条は、期限及び停止条件を時効の停止事由とし、期限到来・条件成就まで時効が進行しないとしていた。もっとも、オーブリー＝ローは、同条が時効の停止ではなく、消滅時効の起算点に関する規定であると解する。それは、時効の停止は、時効の適用されるべき訴権が既に存在していることを前提としているからである。したがって、彼らによれば、仏民旧 2257 条は、停止条件又は期限の設定された債権の消滅時効の起算点が、その訴権発生時である停止条件成就又は期限到来時であることを定めたものと解せられる<sup>6</sup>。

### (3) 法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」に関する判例法理

旧時効法は、時効の停止事由を限定列挙としていた（仏民旧 2251 条）。もっとも、フランス民法典制定後、多くの短期消滅時効が定められた。このような状況下において、フランス破毀院は、時効期間の満了前に、民法典上停止事由とされていない障害が発生した事件につき、「法律、約定又は不可抗力から生じる何らかの障害のために、訴えを提起できない者に対して、時効は進行しない」として、時効の完成を否定した。判例上、戦争、債権者の精神的障害、権利発生に対する債権者の正当な不知、債権者と債務者間の交渉の存在した事例において時効の完成が否定された<sup>7</sup>。

19 世紀の学説の多くは、前述の判例法理が法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない（*Agere non valenti non currit praescriptio*）」による時効の停止を認めるものであると批判した。しかし、オーブリー＝ローは、この判例法理を肯定する。すなわち、法定停止事由以外の法律上の障害によって、時効完成前の権利行使が妨げられている場合であれば、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」による進行停止を認める余地があるとした。もっとも、事実上の障害によってその権利行使が妨げられている場合、事実上の障害継続中に時効期間が満了し、かつ障害が止みたる後速やかに権利者が訴えを提起した場合にのみ、時効完成の一時的猶予が認められるにすぎな

いとした。

なお、20世紀以降の学説の多くは、この判例法理を肯定するに至った<sup>8</sup>。

## (二) 新時効法 (2008年の時効法改正)

旧時効法は、2008年の法律によって改正された(以下では、この改正された時効法のことを**新時効法**という)。

### (1) 原則的起算点と起算点延期事由・停止事由

#### (ア) 判例法理の追認

新時効法は、人的訴権の消滅時効の時効期間を5年とした(仏民2224条)。そして、新時効法は、時効の停止事由を限定列举としていた仏民旧2251条を廃止した。新時効法は、時効の停止を「時効の起算点延期と停止」へと改め、期限や停止条件は、停止事由から起算点延期事由とされた(仏民2233条)。そして、前述の判例法理は時効の起算点延期事由及び停止事由として追認された。すなわち、仏民2234条は、「法律、約定又は不可抗力から生じる何らかの障害のために、訴えを提起できない者に対して、時効は進行を開始せず、又は停止する」と定めた。

権利行使に関する事実上の障害のうち、権利発生に対する債権者の正当な不知は消滅時効の起算点として取り入れられた。すなわち、仏民2224条は、5年の消滅時効の起算点が「権利者が権利の行使を可能とする事実を知り、又は知るべきであった時」であるとする。同条が「知った」のみならず「知るべきであった時」も起算点とするのは、不誠実な権利者が不知を利用できないようにするためである<sup>9</sup>。

#### (イ) 上限期間

時効の起算点・停止の柔軟化は、時効による法的安定性の確保を失わしめる余地がある。そこで、新時効法は上限期間を定めることとした。すなわち、仏民2232条1項は、「時効の起算点の延期、停止又は中断は、その効果として、権利の発生の時から20年を超えて消滅時効期間を伸張し得ない。」とした。もっとも、この上限期間には、いくつかの例外が定められている。期限・停止条件

による時効の起算点の延期（仏民 2233 条）は、例外の一つである（仏民 2232 条 2 項）<sup>10</sup>。

## (2) 新時効法に関する学説

### (ア) 仏民 2224 条の解釈

学説上、債権者は、権利を発生させる事実のみならず、訴権の行使を可能とする事実も知らねばならないとされる。それは、本条が法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」の一つの適用だからである<sup>11</sup>。

消滅時効の起算点である債権者の認識について、その証明責任は債務者にあると解されている。債務者は、債権の行使を可能とする事実に対する債権者の現実の認識又は通常であればあり得たであろう認識（*connaissance normalement possible*）を証明すればよい。前者の証明が困難であるがゆえに、後者の証明で足りるものとされている。債務者が後者の証明に成功した場合、債権者は、消滅時効の起算点を遅らせるために次の事実を証明しなければならない。すなわち、債権者が権利の行使を可能とする事実を知らなかったこと、そして、その不知が宥恕されるべきものであること又は債権者にフォートが存在しなかったことを証明しなければならない<sup>12</sup>。

### (イ) 仏民 2233 条の解釈

近時の学説においては、仏民 2233 条が不要であるとするものがある。債権に期限や停止条件が設定されている場合、期限到来又は停止条件成就まで債権を行使することができない。それゆえ、仏民 2233 条が存在せずとも、期限や停止条件が設定された債権に関する仏民 2224 条の消滅時効の起算点は、期限の到来又は停止条件の成就の時になるという<sup>13</sup>。

もっとも、この解釈は、権利者が権利の行使を可能とする事実を知るべきであった時が仏民 2224 条の消滅時効の起算点になることを前提としている。すなわち、仏民 2224 条によれば、期限到来又は停止条件成就の時点で、権利者が権利の行使を可能とする事実を知るべきであったと解することができるがゆえに、同条の主観的起算点と仏民 2233 条における起算点が同一になると解し

うるのである。

## 2 改正前民法における消滅時効の起算点<sup>14</sup>

### (一) 起草過程

#### (1) ボワソナード草案

ボワソナード草案（以下、**草案**という）によれば、普通時効の時効期間は30年であり、債権の消滅時効の起算点は債権者が「訴えを提起する権利（*droit d'agir*）を得た時」である（草案1487条）。

草案の定める「時効の停止」には、(A) 時効の進行を開始させないものと (B) いったん進行開始された時効の進行を休止させるものがあった。そして、時効の停止の効果は、原則として、進行停止とされていた。ボワソナードは、時効停止の根拠が法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」であるとしていた。ボワソナード草案は、時効の停止事由を限定列举としている（草案1466条）。これは、事実上の障害に対して同法諺を適用するには、事実上の障害への適用を認めた法律が必要であることを意味するにすぎない。したがって、法律上の障害に対して同法諺を適用するには、その適用を認める法律が必要である<sup>15</sup>。

ボワソナードは、停止条件・期限（草案1461条）に加えて、権利の成立・広狭・行使が相続に従う場合において相続が開始されていないこと（草案1462条）も (A) の時効停止事由に当たるとしていた。停止条件は権利発生 of 障害、期限は権利行使の障害であるから、草案1461条は、権利が行使できない限り時効によって失われないという法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」を基礎としている。また、草案1462条は、権利が発生し、かつ、法律上行使が可能になるまで、権利は時効によって失われないという原則の適用の結果である<sup>16</sup>。

これらの事由は、時効の停止の効力を有するに留まらず、消滅時効の起算点をも画するものとされていた。すなわち、ボワソナードは、消滅時効の起算点に関する草案1487条の「訴えを提起する権利を得た時」という表現は、時効

の停止事由，特に期限や停止条件による停止の存在を示唆しているという<sup>17</sup>。確かに，草案 1461 条は，「進行しない」という表現ではなく，期限到来又は条件成就しなければ「時効にかからない」という表現を用いている。また，草案 1462 条は，相続が開始しなければ「時効の進行が開始しない」として，(A) の停止が起算点を画するものであることを端的に示している。したがって，ボワソナードは，法律上の障害による (A) の停止が，一般の債権の消滅時効の起算点を画する効力を伴うことを構想していたといえよう。

## (2) 明治民法

明治民法は，普通時効の時効期間を 20 年としていた。そして，わが国の民法典の立法担当者である梅謙次郎は，ボワソナード草案における時効の停止事由のうち，上記 (A) の停止事由である停止条件及び期限に関する規律を，「時効の起算点」に関する改正前 166 条 1 項へと改めた。梅は，この変更が形式的なものであり，実際のところ少しも変わるものではないと説明する<sup>18</sup>。

もっとも，帝国議会において，債権に関する消滅時効の時効期間は，普通時効の時効期間の半分の期間である 10 年に短縮された<sup>19</sup>。

## (3) 小括

ボワソナードは，停止の基礎が法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」であるとしていた。この法諺は，法律の規定がなくとも，法律上の障害に対して広く適用されることが予定されていた。そして，法律上の障害が (A) の停止事由に該当する場合，その法律上の障害は一般の債権の消滅時効の起算点を画することになると構想していた。梅は，(A) の停止事由に関する規律を「時効の起算点」に関する規律に改めたことが，実際のところ少しも変わることがないと説明した。この説明は，明治民法が消滅時効の起算点に関するボワソナード草案の構想を承継していることを示しているといえよう。

改正前 166 条 1 項は，ボワソナード草案 1461 条を実質的に承継するものであるから，改正前 166 条 1 項の基礎は法諺「訴えることのできない者に対して

時効は進行しない」である。そうすると、ボワソナードが構想していたように、債権の行使を妨げる法律上の障害が消滅するまで消滅時効の進行が開始しないけれども、事実上の障害が消滅しなくとも消滅時効の進行が開始すると解する余地もある。もっとも、ボワソナードの構想が30年の普通時効を前提としていたことを看過してはならない。すなわち、明治民法において普通時効の時効期間は20年であり、債権の消滅時効も20年の時効期間とされていた。しかし、帝国議会において、債権の消滅時効の時効期間は普通時効の時効期間の半分である10年に短縮されてしまった。帝国議会における時効期間の短縮は、法律上の障害がなくなった時点において事実上の障害が存在した場合に不合理な結果を導く。すなわち、債権者の権利行使機会が十分確保されないままに、債権の消滅時効が完成し、債権者は消滅時効によって債権を失うこととなる。このような場合、債権者の権利行使機会が確保するためには、フランス新時効法のように、事実上の障害が消滅するまで債権の消滅時効が進行を開始しないと解することが望ましい。次に見る現実的期待可能性説の登場は、債権に関する消滅時効の時効期間の短縮と関係するものと考えられる。

## (2) 判例・学説

### (1) 改正前 166条1項, 167条1項

学説上、債権の消滅時効の起算点確定法理としては、法律上の障害説と現実的期待可能性説があるとされていた。

法律上の障害説は、債権を行使することについて法律上の障害がなくなったときから消滅時効が進行を開始するという説である。法律上の障害でも、債権者の意思によって除き得るものは、時効の進行を止めないとされる。それは、消滅時効の進行は当事者の意思によって左右し得る制度ではなく、権利を余りに長く永続性せしめないことこそ消滅時効の趣旨だからである<sup>20</sup>。

なお、山野目章夫は、請求原因事実が全て充足していない場合に権利行使が可能であるということはある得ないと指摘する<sup>21</sup>。この指摘にしたがうならば、法律上の障害説における消滅時効の起算点は、(1) 請求原因事実が全て充足し

(換言すれば、権利が発生し)、かつ、(2) 債権を行使することについて法律上の障害がなくなった時となろう。

現実的期待可能性説は、改正前 166 条 1 項の趣旨が、訴えることのできない時から時効が進行するものでないという消極的な意味のものであったと考え、同条 1 項の「権利を行使することができる時」を「権利を行使することを期待しないし要求することができる時期」と解すべきであるとする<sup>22</sup>。

古い判例（大判大 4・3・24 民録 21 輯 439 頁等）は、債権の消滅時効の起算点確定法理を法律上の障害説としていたが、新しい判例（最判昭 45・7・15 民集 24 卷 7 号 771 頁等）は債権の消滅時効の起算点確定法理を現実的期待可能性説とする。すなわち、新しい判例は、権利の性質上、その権利行使が現実期待できる時が債権の消滅時効の起算点であるとした。潮見佳男は、消滅時効の起算点に関する判例法理は新しい判例に示された起算点確定法理であると見た方が適切であるという<sup>23</sup>。

## (2) 改正前 724 条前段

改正前 724 条前段は、不法行為に基づく損害賠償請求権に関する 3 年の消滅時効を定める。最判昭 48・11・16 民集 27 卷 10 号 1374 頁及び最判平 14・1・29 民集 56 卷 1 号 218 頁によれば、改正前 724 条前段の損害及び加害者を知った時とは、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に損害又は加害者を知った時であるとされる。これは、権利者による権利行使が事実上不可能な場合には時効の進行を認めないとするものであり、改正前民法 724 条前段の起算点確定法理を現実的期待可能性説に求めるものといえよう。つまり、被害者が訴えることが期待できるかが起算点の実質的な確定基準となっており、民法 724 条前段の「損害及び加害者を知った時」は単にその徴表にすぎない<sup>24</sup>。

判例によれば、被害者又はその法定代理人が認識すべき対象は、損害及び加害者ととどまらず、加害行為が不法行為であること、すなわち、違法性や因果関係も併せて認識すべきであるとされる（大判大 7・3・15 民録 24 輯 498 頁等）<sup>25</sup>。

損害に対する被害者又はその法定代理人の認識の程度につき、判例は、現実の認識を要するものとしている(最判平 14・1・29 民集 56 卷 1 号 218 頁等)。もっとも、最判昭 44・11・27 民集 23 卷 11 号 2265 頁は、使用者責任における「事業の執行につき」なされたことの認識につき、被害者において、使用者ならびに使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実に加えて、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると一般人が判断するに足りる事実の認識でよいとした<sup>26</sup>。

### (3) 改正前 724 条後段

改正前 724 条後段は、本来、普通時効を定めたものであった<sup>27</sup>。しかし、最判平元・12・21 民集 43 卷 12 号 2209 頁は、同条後段の期間制限を除斥期間と解する。もっとも、この解釈については強い批判があった<sup>28</sup>。なお、損害が性質上加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に発生する場合は、損害の全部又は一部が発生した時が、改正前 724 条後段の起算点となる(最判平 16・4・27 民集 58 卷 4 号 1032 頁)。

## 3 立法提案

債権法改正に先駆けて、いくつかの立法提案が示された。ここでは、債権に関する消滅時効の時効期間と起算点についてみることにする。

民法(債権法)改正検討委員会は、職業別短期消滅時効の廃止を提案した上で(債権法改正の基本方針(以下、**方針**という)【3.1.3.45】<1>)、債権を行使することができる時から 10 年の消滅時効(方針【3.1.3.44】<1>)と、債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時又は債権を行使することができる時のいずれか後に到来した時から[3 年 / 4 年 / 5 年]の消滅時効を提案した(方針【3.1.3.44】<2>)。

不法行為による損害賠償請求権につき、民法(債権法)改正検討委員会は改正前 724 条の廃止を提案するとともに(方針【3.1.3.45】<2>)、生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害による損害賠償債権については、方針【3.1.3.44】<1>の時効期間を 10 年から 30 年、方針【3.1.3.44】<2>の時効期

間を [3年／4年／5年] から [5年／10年] に延長することを提案していた (方針【3.1.3.49】<ア>、<イ>)<sup>29</sup>。

民法改正研究会は、債権につき、権利を行使することができる時を起算点とした5年の消滅時効を提案した (民法改正研究会案 (以下、**改**という) 106条1項, 107条1項, 3項)。そして、不法行為による損害賠償請求権については、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年の消滅時効 (改665条1項) と損害発生時から20年の期間制限を提案した (改665条2項)<sup>30</sup>。

時効研究会は、職業別短期消滅時効を廃止した上で、債権者に権利行使を期待することができる時から5年の消滅時効と弁済期から10年の消滅時効を提案した (時効研究会案 (以下、**時**という) 167条)。

また、損害賠償債権の消滅時効について、時効研究会は5年と10年の時効期間を提案する。まず、損害賠償債権の消滅時効は、権利者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年の消滅時効にかかるとした (時168条1項本文)。しかし、この5年の消滅時効は、権利者に権利行使を期待できない場合には、権利行使を期待することができる時まで進行を開始しない (時168条1項ただし書)。なお、上記の損害賠償債権は、損害発生時から10年の消滅時効にかかる (時168条2項前段)。もっとも、後者の時効期間は、生命、身体、健康又は自由に対する侵害に基づく損害賠償債権については20年に延長されるとした (時168条2項後段)<sup>31</sup>。

### 三 法制審における議論

新時効法の解釈に入る前に、法制審での議論を検討することとしたい。検討に際しては、中間試案までに至る議論、中間試案、中間試案後の議論の三つの段階に分けることとする<sup>32</sup>。なお、法制審の構成員については、法制審での立場を明確にするため、氏名に加えて、部会長、幹事、関係官等の役職名及び法制審当時の所属先も示すこととする。

## 1 新 166 条

### (一) 中間試案に至るまでの議論

法制審議会民法（債権関係）部会資料（以下、**部会資料**という<sup>33</sup>）14-2 及び部会資料 23 では、職業別短期消滅時効の廃止の検討が提案されるとともに、債権の原則的な時効期間を 5 年ないし 3 年に短期化すべきであるという考え方を検討することが提案された<sup>34</sup>。

部会資料 31 は、職業別短期消滅時効の廃止を提案するとともに、債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点に関する二つの案を示した<sup>35</sup>。

#### **部会資料 31 第 1,1, (2) 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点**

債権の消滅時効における時効期間と起算点の原則について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第 166 条第 1 項参照）を維持した上で、時効期間を比較的短期（例えば 5 年間）とする。

【乙案】債権者の認識等の主観的事情を考慮した起算点（主観的起算点）から始まる [3 年 / 4 年 / 5 年] という短期の時効期間と、「権利を行使することができる時」という客観的起算点（民法第 166 条第 1 項参照）から始まる長期（例えば 10 年間）の時効期間とを併置するものとする。

部会資料 52 は、部会資料 31 第 1,1, (2) 乙案につき、「権利を行使することができる時」から 10 年間という現行法の時効期間と起算点の枠組みを維持した上で、主観的起算点から 3 年間という時効期間を新たに設けるという案を示した<sup>36</sup>。

#### **部会資料 52 第 3 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点**

債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点については、職業別の短期消滅時効の規定（民法第 170 条から第 174 条まで）を削除することを前提に、以下のいずれかの案によるものとしてはどうか。

【甲案】「権利を行使することができる時」（民法第 166 条第 1 項）という起算点を維持した上で、10 年間（同法第 167 条第 1 項）という時効期間を 5 年間に短期化するものとする。

【乙案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から〔3年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

部会資料54は、部会資料52第3甲案と同じ条文案を示すとともに、同乙案の〔3年間〕を〔3年間／4年間／5年間〕に改めた案を示した<sup>37</sup>。

## （二）中間試案

中間試案は、職業別短期消滅時効の廃止を提案するとともに（中間試案第7,1）、債権に関する新たな消滅時効を提案した（中間試案第7,2）。

### 中間試案 第7,2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から〔3年間／4年間／5年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（以下では、**中間補足**という）」によれば、中間試案第7,2乙案の10年の消滅時効の起算点（「権利を行使することができる時」）の解釈は、消滅時効の起算点に関する改正前166条1項の解釈が維持される。その解釈とは、消滅時効の起算点について、権利行使に法律上の障害がなくなったときを基本としつつも、具体的事案における権利行使の現実的な期待可能性を考慮するというものである。

中間試案第7,2乙案の〔3年間／4年間／5年間〕の短期消滅時効は、契約

に基づく債権のうち相当多くの部分に対して職業別短期消滅時効の規定が適用されていることを踏まえて、職業別の短期消滅時効制度の廃止に伴う時効期間の大幅な長期化を回避しつつ、時効期間の単純化・統一化を企図するものであった。すなわち、契約に基づく一般的な債権は、その発生時（契約締結時）に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であるから、乙案の短期消滅時効にかかる。

なお、中間試案の乙案によれば、契約に基づく債権であっても、履行期の定めがあるために、債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時よりも後になって権利を行使することができるような場合には、その権利に関する乙案の短期消滅時効は履行期が到来した時から起算されることになる<sup>38</sup>。

### (三) 中間試案後の議論

#### (1) 第 74 回会議

部会資料 63 は、パブリックコメントにおいて、中間試案第 7,2 甲案に対して、不当利得に基づく債権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などの時効期間が短縮されることが不合理であるとの意見があったこと、中間試案第 7,2 乙案に対して、主観的起算点導入による紛争の頻発を懸念する意見があったことを紹介する。もっとも、部会資料 63 は、契約上の債権においては、乙案に関する懸念が杞憂であるとする。それは、契約上の債権の発生に際して、債権者は債権発生の原因と債務者を当然に認識しているからである。

そして、部会資料 63 は、中間試案第 7, 2 乙案で示された三つの時効期間のうち、改正前民法よりも時効期間が短期化する債権が生ずることへの強い懸念が示されていることを考慮すると、5 年という選択肢が相対的に優れているという<sup>39</sup>。

山本敬三（以下、山本（敬）という）幹事（京都大学教授）は、主観的起算点が主張されるときには、単に知った時だけではなく、評価的な要素を更に入れるものが外国法において見られると指摘する。そして、主観的起算点につき、知った時だけではなくて、知ることができた、ないしは、合理的に見て知った

と考えられる時のような評価的要素を入れた方が適切な解決及び実務的な運用が可能になると述べた<sup>40</sup>。

## (2) 第79回会議

部会資料69Aは、次のような案を示した<sup>41</sup>。

### 部会資料69A 第1,1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができること及び債務者を知った時から5年間行使しないとき。
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

部会資料69A 第1,1で示された案（以下、これを**素案**という）(2)は、改正前166条1項及び167条1項の規律を維持するものであり、素案(2)の「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するための法律上の障害がなく、かつ、権利の性質上、その権利行使を現実に期待することができることを意味する。

部会資料69Aによれば、主観的起算点から消滅時効が進行するのは、その時点から債権者が自己の判断で権利を行使することが現実的に可能な状態になったといえるからである。債権者がそのような状態になったといえるには、「権利を行使することができる時」（改正前166条第1項）が到来したことを認識する必要がある。このことを端的に表現するために、素案(1)の起算点は「権利を行使することができること及び債務者を知った時」とされている。

そして、部会資料69Aは、素案(1)の主観的起算点について、改正前724条前段の「損害及び加害者を知った時」に関する判例や学説の解釈が妥当すると述べる。すなわち、①不法行為を基礎づける事実については被害者が現実に認識していることが必要であるが、②不法行為であるという法的評価については一般人ないし通常人の判断を基準とすべきであり、③その認識の程度について

は、損害賠償請求訴訟で勝訴する程度にまで認識することを要しない。なお、債権者が権利行使の可能性を認識していても、債務者側に権利行使を妨げるような事情が存在する場合や、債権者側に適時の権利行使又は時効中断措置を講ずることが不可能又は著しく困難な客観的事情が認められるような場合においては、時効の援用が信義則に反すると解される余地がある<sup>42</sup>。

第79回会議において、大島博委員（株式会社千疋屋総本店代表取締役社長）は、素案（1）における起算点の表現が、中間試案よりも起算点を不明確にすると指摘した<sup>43</sup>。

また、中田裕康委員（東京大学教授）は、部会資料69Aが素案（2）の起算点を「権利を行使するための法律上の障害がなく、かつ、権利の性質上、その権利行使を現実に期待することができること」と説明することについて、「権利の性質上」という表現が非常に重要であると指摘する。すなわち、「権利の性質上」という表現には、債権者に権利の行使や障害の除去を強いることが、債権の発生基礎となっている契約あるいは制度の趣旨に反するようなときには、それを強いるものではない、ということが込められているのであるが、「権利の性質上」という言葉だけではその意味が伝わりにくいという<sup>44</sup>。

### **(3) 第88回会議**

部会資料78Aは、素案と同一の案を示すとともに、素案（1）に関する具体的な解釈を述べる。部会資料78Aは、素案（1）の「権利を行使することができること…を知った」の解釈について改正前724条前段の解釈が参考になるとした上で、素案（1）の「権利を行使することができること…を知った」というためには、「権利を行使することができる時」が到来したことを認識する必要があるという。そして、素案（1）の「権利を行使することができる」とは、債権の発生と履行期の到来であるとする<sup>45</sup>。

もっとも、確定期限については、期限の到来に関する債権者の認識の如何を問わず、期限が到来した時が素案（1）の起算点になるという。それは、債権者が弁済期以前のいずれかの時点において債権の発生を基礎づける事実と弁済

期を認識していれば、後は弁済期が到来しさえすれば権利行使の現実的な機会が確保されているといるからである<sup>46</sup>。

部会資料 78A で示された素案 (1) の解釈に対して、道垣内弘人幹事（東京大学教授）は、素案 (1) の「解釈が具体的にはこうなりますと書いてしまうのは、今後、様々な事案が出てきたときの判例の解釈を妨げる意味を持つ」との懸念を示した<sup>47</sup>。

#### (4) 第 92 回会議

部会資料 80 - 3 は、素案 (1) から「及び債務者」の文言を削除した案を示した。もっとも、この案は素案 (1) を実質的に維持するものであり<sup>48</sup>、消滅時効の要件事実から「債務者」に対する認識を削除するものではない<sup>49</sup>。

法制審 92 回会議において、合田章子関係官（法務省民事局付）は、素案 (2) の起算点につき、改正前 166 条 1 項に関する従前の判例の解釈を変更する意図はないと述べた<sup>50</sup>。

## 2 新 724 条

### (一) 中間試案に至るまでの議論

部会資料 14 - 2 及び部会資料 23 は、改正前 724 条について、債権一般についての原則的な時効期間の見直しと合わせて、廃止するか、又は 3 年の時効期間を 5 年とすべきであるなどの考え方を検討することを提案した。また、改正前 724 条後段の期間制限を除斥期間と解する判例に批判が強いことから、改正前 724 条後段の期間制限が除斥期間ではなく時効であることを明確にすべきであるという考え方の検討も提案した<sup>51</sup>。

部会資料 31 では、債権の消滅時効に関する二つの案（部会資料 31 第 1.1, (2) の甲案と丙案）と連動する形での検討が提案された<sup>52</sup>。

#### 部会資料 31 第 1.1, (5) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効

ア 原則的な時効期間と起算点（前記 (2) 参照）における検討結果に依存する論点であるが、その【甲案】を採用場合には、不法行為による損害賠償請求権の期間制限に関する民法第 724 条を維持した上で、同条後段の 20 年とい

う期間制限については、これが時効を定めるものであることを明確化することとしてはどうか。他方、【乙案】を採る場合には、必要に応じて同条を削除することも含めて検討してはどうか。

第34回会議では、改正前724条後段が消滅時効であることを明確にする提案に賛成が得られた<sup>53</sup>。なお、潮見幹事は、改正前724条後段の20年の期間制限を、不法行為の損害賠償のところにだけ置いておいて、部会資料31第1,1,(2)の甲案を採った場合に一般の消滅時効のところに入れない理由を説明できないと述べた。すなわち、改正前724条後段の趣旨は、権利関係の早期安定確保、請求を受ける債務者の不安定な地位の長期化の回避であり、これらは、不法行為に特有のものではないため、部会資料31第1,1,(2)の甲案を採る場合に改正前724条を残す合理性がないとした<sup>54</sup>。

部会資料54は、改正前724条後段の期間制限が消滅時効であることを明確にする案を示した<sup>55</sup>。

**部会資料54 第7,4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）**

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

**(二) 中間試案**

中間試案は、部会資料54第7,4と同じ案を示した<sup>56</sup>。

**中間試案 第7,4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）**

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

### (三) 中間試案後の議論

#### (1) 第 74 回会議

第 74 回会議では、債権に関する原則的な時効期間と起算点の見直しの議論との関係で、不法行為による損害賠償請求権の時効期間と起算点も含めて、単純化・統一化を図るべきかどうかについて審議された<sup>57</sup>。

山本（敬）幹事は、債権に関する消滅時効の起算点に主観的起算点を導入する案を採用する場合、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を改正前 724 条のような形で残しておく必要があるのかが問題になると指摘した<sup>58</sup>。

#### (2) 第 79 回会議

部会資料 69A は、中間試案第 7,4 と同じ案を示した<sup>59</sup>。山本（敬）幹事は、素案(1)が債権の消滅時効を主観的起算点から 5 年の時効期間としているのに、なぜ、不法行為の場合に時効期間が 3 年と短くなるのかということの説明が求められると指摘した<sup>60</sup>。

#### (3) 第 88 回会議

部会資料 78A は、次のような案を示した<sup>61</sup>。

##### **部会資料 78A,2 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第 724 条関係)**

民法第 724 条の規律を次のように改めるものとする。

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から 20 年間行使しないとき。

部会資料 78A は、第 79 回会議での指摘に対して、3 年の短期の時効期間を設けた趣旨を詳述した<sup>62</sup>。しかし、山本（敬）幹事は、不法行為に基づく損害賠償請求権につき 3 年の消滅時効を定めることに疑問を示した上で、「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効に関しては、基本的には、現行法がこうなっているので、現在はいじらないというような理解をしておく方がよいのではないか」という。そして、「724 条に合理的な理由があることをことさら強調して、

これで固定すると考えるべきではない」とした上で、「724条の見直しは将来あり得べしということは、ここで確認することができればと思います。」と述べた<sup>63</sup>。

潮見幹事も改正前724条の後段の20年というものが、除斥期間と一般に理解されているけれども、これを消滅時効とする形で改正をすることを提案すると述べるに留めるべきであるという<sup>64</sup>。

#### (4) 第92回会議

部会資料80-3は、部会資料78Aと同じ案を提示するとともに、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の時効期間を3年とする理由を述べた<sup>65</sup>。しかし、第92回会議では、部会資料80-3の示す3年の消滅時効の存在理由について賛同が得られなかった<sup>66</sup>。

#### (5) 第97回会議

部会資料85は、消滅時効についての経過措置案を提示した<sup>67</sup>。

消滅時効の期間及び起算点については、原則として、それらに関する規定は、施行日以後に債権が生じた場合について適用し、施行日前に債権が生じた場合についてはなお従前の例によるとする考え方が示された。

もっとも、不法行為による損害賠償請求権に関しては、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する改正前724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定（20年の期間制限が消滅時効である旨を明示する規定）を適用することとする考え方が示された。それは、不法行為の加害者としては、施行日前に不法行為による損害賠償債務が生じた場合についてはその時点において通用している法令の規定（改正前724条）が適用されると考えるのが通常であるとしても、加害者のそのような期待は一般の債権ほど保護の必要性が高くなく、被害者の保護を優先させる必要があるからである。もっとも、施行日前に改正前724条の期間が既に経過している場合についてまで改正後の民法の規定を適用すると、法律関係の安定を著しく害する結果となることから、施行日

において改正前 724 条の期間が経過していない場合に限って新 724 条が適用されるとするのが合理的であるとする<sup>68</sup>。

これに対して、佐成実委員（東京瓦斯株式会社総務部法務室長）は、施行日前に生じた債権についても改正後の規定を適用することは時効管理を複雑にする<sup>69</sup>と指摘した。

最終的に、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）附則 35 条 1 項は、部会資料 85 の提案を取り入れ、改正前 724 条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による<sup>70</sup>とした。

### 3 新 167 条・724 条の 2

#### （一）中間試案に至るまでの議論

部会資料 14 - 2 及び部会資料 23 頁は、損害賠償請求権の中でも、特に生命、身体等の侵害の場合には、法益の要保護性が高いこと、債権者（被害者）は通常的生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも経済的にも精神的にも平常時と同様の行動をとることが期待できない状況になることから、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権については、債権者（被害者）を特に保護する必要性が高いとして、原則的な時効期間よりも長期の期間を定めるべきであるという考え方があることを示した。なお、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権に関する長期の消滅時効の具体的な対象範囲について、「生命、身体、健康又は自由に対する侵害」とする考え方や「生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害」とする考え方があることも示していた<sup>70</sup>。

第 12 回会議において、潮見幹事は、損害賠償請求権につき長期の時効期間を定めるにしても、生命、身体及び健康といった利益の侵害までであろうと指摘する<sup>71</sup>。岡正晶委員（弁護士（第一東京弁護士会所属））も、例外的時効期間の適用範囲を自由や名誉まで広げる必要がないとする<sup>72</sup>。山本（敬）幹事は、名誉やプライバシー侵害についても、一般原則に対する例外を認めなければいけないほどの必要性を示せるかどうか議論の余地があるという<sup>73</sup>。

部会資料 31,1,1 (5) イは、生命、身体等の損害による損害賠償請求権の消滅時効に関する二つの案を示した<sup>74</sup>。

**部会資料 31 第 1,1, (5) 不法行為等による損害賠償請求権の消滅時効**

イ 不法行為による損害賠償請求権に限らず、生命、身体等の損害による損害賠償請求権に関しては、その時効期間を民法第 724 条が定めるところよりも長期の期間（例えば、主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 20 年／30 年）とする特則を設けることとしてはどうか。

その場合に、特則の対象となる損害の範囲については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

**【甲案】** 生命・身体の侵害のほか、これらに類するもの（例えば、身体の自由）の侵害を対象とする

**【乙案】** 生命・身体の侵害のほか、名誉その他の人格的利益の侵害を対象とする

第 34 回会議にて、山本（敬）幹事は、部会資料 31,1,1 (5) イの乙案のように、「名誉その他の人格的利益の侵害」まで広げるのは適当ではないとし、部会資料 31,1,1 (5) イの甲案のうち、生命、身体の侵害のほか、それらに類するものの侵害を対象とするという方向に賛成する。すなわち、PTSD のようなケースのほか、ストーキング等であって不安や恐怖に駆られたことから精神的なダメージを受けるような場合は、「身体」の侵害に本当に含まれるのかどうか、疑義が残る可能性もあることから、「健康」の侵害も明記すべきであるとし、「自由」ないしは「人身の自由」の侵害も明記しておく方がよいと述べた<sup>75</sup>。

部会資料 54 は、部会資料 31,1,1 (5) イの甲案を元にした案を示した<sup>76</sup>。

**部会資料 54 第 7,5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効**

生命・身体〔又はこれらに類するもの〕の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記 2 における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

第 65 回会議にて、佐成委員は、生命・身体について時効期間を長期化するという考え方については実務界において懸念が強いとし、現状よりも長期の時効期間になってしまうことには異論があるという注記を加えることを求めた<sup>77</sup>。

## (二) 中間試案

中間試案は、部会資料 54 第 7,5 に注記を付加した案を示した<sup>78</sup>。

### 中間試案 第 7,5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体〔又はこれらに類するもの〕の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記 2 における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

(注) このような特則を設けないという考え方がある。

中間補足によれば、中間試案第 7,5 は、生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権については、それが債務不履行に基づくものであれ、不法行為によるものであれ、法益の要保護性が高いことや債権者（被害者）に時効の進行を阻止するための行動を求めることが期待しにくいことなどから、債権の原則的な時効期間よりも長期の時効期間を設けるものである。

そして、「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」につき中間試案第 7, 2 の乙案が採用される場合には、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みが共通のものとなるので、生命・身体への侵害による損害賠償請求権の発生原因が債務不履行であるか不法行為であるかを問わず、例えば、権利を行使することができる時から〔20 年間／30 年間〕、債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時から〔5 年間／10 年間〕という時効期間を設けることが考えられるとする<sup>79</sup>。

## (三) 中間試案後の議論

### (1) 第 74 回会議

部会資料 63 は、中間試案の「生命・身体〔又はこれらに類するもの〕を「生命・身体等」に改めた条文案を提示した<sup>80</sup>。

### 部会資料 63 第 1,3 生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効について、原則的な時効期間よりも長期の時効期間とする特則を設けるかどうか及びその特則の具体的内容は、前記 1 及び 2 の議論とも相互に関連するが、どのように考えるべきか。

部会資料 63 は、この特則の趣旨が、①身体・生命等の侵害による損害賠償請求権については、重要な法益について債権者に深刻な被害が生じ、通常的生活を送ることが困難な状況に陥ることから、債権者に時効完成の阻止に向けた措置を期待することができず、それを要求することも適当でない場合が少なくないこと、②重要な法益の侵害による損害賠償請求権については、他の債権よりも、権利行使の機会を確保する必要性が高いこととする<sup>81</sup>。

第 74 回会議において、潮見幹事は、部会資料 63 に示された上記特則の趣旨が不法行為に限ったことではないとし、この趣旨が他の権利にも等しく妥当するはずであるという。そして、特則の趣旨であるとされる権利行使の可能性の考慮を、一般的な時効期間のところでもいう必要はないのかと指摘する<sup>82</sup>。

更に、第 74 回会議では、「身体の侵害」の意味に関して、精神的な健康の侵害などが含まれる旨が明確となる規定を置くべきであるとの意見<sup>83</sup>や生命・身体に関して「等」を入れてほしいとの意見が示された<sup>84</sup>。

時効期間につき、安永貴夫委員（日本労働組合総連合会副事務局長）は、原則的な時効期間を改正前 167 条 1 項の規定よりも短縮するという場合には、労働災害のときの安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効が旧 167 条 1 項の期間よりも短期の期間とならないようにすべきであると指摘した<sup>85</sup>。これに対して、佐成委員は、30 年という期間を新たに入れるということについては、経済界において相当抵抗があるのではないかと述べた<sup>86</sup>。

## (2) 第 79 回会議

部会資料 69A は、部会資料 63 での提案の「生命・身体等」から「等」を除いた条文案を提示した<sup>87</sup>。

### 部会資料 69A 第 1.5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、特則として次の規律を設けるものとする。

- (1) 前記 1 (2) に規定する時効期間を 20 年間とする。
- (2) 前記 1 (1) 及び 4 (1) に規定する時効期間をいずれも [5 年間 / 10 年間] とする。

部会資料 69A は、部会資料 63 で示された改正趣旨を示すとともに、他人の重要な法益に深刻な被害を生じさせた加害者である債務者に対しては、他の場合よりも重い負担を負わせることに合理性があるという趣旨を示した<sup>88</sup>。

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の時効期間につき、部会資料 69A は、その長期の時効期間を 30 年とすると弊害も大きいと考えられること、改正前 724 条後段の期間制限を消滅時効とすれば、時効の中断や停止が認められるようになり、現状よりも被害者救済の可能性は広げると考えられることから、長期の時効期間を 20 年とする条文案を示した。

そして、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の短期の時効期間については、改正前 724 条前段の 3 年の期間よりも長期とする必要があるものの、具体的に何年とするのが適切かについてなお議論を要するとした<sup>89</sup>。

第 79 回会議において、山川隆一幹事（東京大学教授）は、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の時効期間のうち、短期の時効期間を 5 年とすると改正前 167 条 1 項の消滅時効よりも時効期間を短期化することになると指摘した<sup>90</sup>。これに対して、佐成委員は、身体の侵害一般を含めて（2）のところを 10 年にするという提案について強い反対意見があると述べた<sup>91</sup>。

村上正敏委員（東京地方裁判所判事）は、一つの事故で物損と人損が生じた場合について、この特則が適用されるのが人損だけであるのかと質問した<sup>92</sup>。この質問に対して、合田関係官は、「現在は加害行為が一個で、人損と物損が両方同時に生じたという場合は、通説によれば訴訟物としては一個と考えられていると思うんですけども、一つの訴訟物で請求権が一個の場合に、損害の費目によって時効の起算点が違っていたりですとか、時効の満了日というのが違ってある場合というのは、現在でもあり得るのではないかと思います。こういう特則を設けて、人損と物損で時効期間が異なるとしても、現在でも時効が費目によって異なり得るのであれば、それは理論的に特に問題はないのではないかと考えております。」と回答した<sup>93</sup>。

### (3) 第 88 回会議

部会資料 78A は、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の時効期間のうち、短期の時効期間を 5 年とする条文案を示した<sup>94</sup>。

#### 部会資料 78A 第 2,3 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、特則として次の規律を設けるものとする。

- (1) 前記 1 (2) に規定する時効期間を 20 年間とする。
- (2) 前記 2 (1) に規定する時効期間を 5 年間とする。

部会資料 78A は、債権者側及び債務者側双方の利害を考慮したバランスのよい特則を設けるとする観点からすれば、主観的起算点からの時効期間は 5 年とすることが適切であるという。それは、仮に主観的起算点からの時効期間を 10 年とした場合には、軽微な身体侵害も特則の適用対象に含まれていることとの関係で、現状と比較して債務者側の負担が重いものになる事例が生ずることにも留意する必要があると考えられるからである<sup>95</sup>。

この案に対しては、多くの反対意見が示され、生命・身体の損害賠償請求権の消滅時効を主観的起算点から 10 年の時効期間にすべきであるとの提案がなされた<sup>96</sup>。これに対して、佐成委員は、「従来から経団連としては、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、そういった特則を設けること自体に慎重であるべきだという、そういうことを述べてきたところで。」とし、「ここを 10 年にしろということになりますと、もしかすると、また、そこが火が吹く可能性もあるというところで、そこら辺は慎重に検討していただきたいということだけ申し上げたい」という<sup>97</sup>。

岡委員は、折衷案として、「生命・身体についてだけ今回は変えないという案があると思います。要するに生命・身体に関するものについては、主観から 5 年を導入しないと、客観から 10 年だけにする」という考え方を示した<sup>98</sup>。

### (4) 第 92 回会議

部会資料 81 - 1 は、第 88 回会議における反対意見や折衷的意見を採用しな

かった<sup>99</sup>。

**部会資料 81 - 1 第 1,5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効**

人の生命又は身体への侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 4 (1) に規定する時効期間を 5 年間とする。

(2) 1 (2) に規定する時効期間を 20 年間とする。

岡田ヒロミ委員（消費生活専門相談員）は、公害の場合について質問をした<sup>100</sup>。合田関係官は、判例上、加害行為から後れて損害が発生する場合には、改正前 724 条後段の「不法行為の時」を損害の発生時とする解釈がされており、今後もそのような解釈が維持されるであろうと回答した<sup>101</sup>。

#### 4 小括

以上の検討から、新 166 条・167 条・724 条・724 条の 2 につき次のような改正の趣旨を読み取ることができる。

##### (一) 新 166 条の趣旨

##### (1) 債権の消滅時効において原則となる時効期間

新 166 条 1 項は、部会資料 69A で示された素案を基礎とするものである。素案は、債権に関する原則的時効期間を 10 年とした上で、職業別短期消滅時効の廃止に伴い、主観的起算点からの 5 年の消滅時効を定めるものであった<sup>102</sup>。つまり、新たな時効法において、債権の消滅時効の原則的な時効期間は、新 166 条 1 項 2 号の 10 年であって、同条同項 1 号の 5 年はその例外的な時効期間である。そのため、以下では、新 166 条 1 項 2 号から検討することとする。

##### (2) 新 166 条 1 項 2 号（10 年の消滅時効）の起算点確定法理

新 166 条 1 項 2 号の基礎となった素案 (2) につき、合田関係官は、これまでの改正前 166 条 1 項に関する判例の解釈を変更する意図がないと述べている<sup>103</sup>。それゆえ、新 166 条 1 項 2 号の 10 年の消滅時効の起算点確定法理は、債権における 10 年の消滅時効（改正前 167 条 1 項）の起算点確定法理（改正前 166 条 1 項）が引き継がれることになろう。

### (3) 新 166 条 1 項 1 号 (5 年の消滅時効) における起算点確定法理

新 166 条 1 項 1 号の基礎となった素案 (1) につき、部会資料 69A は、改正前 724 条前段の「損害及び加害者を知った時」の判例や学説の解釈が、素案 (1) の主観的起算点についても基本的に妥当するという<sup>104</sup>。それゆえ、新 166 条 1 項 1 号の起算点確定法理は、改正前 724 条前段の起算点確定法理が引き継がれることになる。

#### (ア) 新 166 条 1 項 1 号の権利を行使することができることを「知った」の解釈

部会資料 78A は、新 166 条 1 項 1 号における「知った」の解釈については、改正前 724 条前段の解釈が参考になるという。すなわち、①不法行為を基礎づける事実については被害者が現実に認識していることが必要であるが、②不法行為であるという法的評価については一般人ないし通常人の判断を基準とすべきであり、③その認識の程度については、損害賠償請求訴訟で勝訴する程度にまで認識することを要しないというものである<sup>105</sup>。

第 74 回会議において、山本 (敬) 幹事と潮見幹事は、債権の消滅時効の起算点における評価的要素の取り入れを提言したものの、以降の会議では評価的要素の取り入れは検討されなかった。むしろ、第 79 回会議の部会資料 69A は、新 166 条 1 項 1 号の元となった素案 (1) の「知った」の解釈については、改正前 724 条前段の解釈が参考になるとして、債権者の現実の認識を要するとしている。したがって、新 166 条 1 項 1 号には評価的要素が取り入れられておらず、同条同項同号における「知った」とは、原則として、現実の認識のことを指すといえよう。

#### (イ) 新 166 条 1 項 1 号の「権利を行使することができること」の意味

中間試案第 7、2 乙案は、債権の消滅時効に関して、「権利を行使することができる時」という起算点から 10 年の消滅時効と「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」から [3 年 / 4 年 / 5 年] の消滅時効という二重期間を構想していた。そして、後者の短期消滅時効については、債権者が債権発生の原因を認識していた場合でも、権利行使の障害が存する場合には、時効の起算

点が到来しないとしていた。これは、債権者の権利行使に関する障害を、（権利発生の原因又は債務者についての不知という）主観的障害と主観的障害以外の障害に分けた上で、主観的障害がなくなったとしても、主観的障害以外の障害が存するのであれば時効の進行が開始しないとするものであった。中間補足は、後者の障害として履行期を想定していた<sup>106</sup>。そうすると、この規定によれば、確定期限の定めのある債権の場合、債権者が権利発生の原因又は債務者を認識していれば、債権者が確定期限の到来を認識していなくとも、確定期限が到来した時点が消滅時効の起算点となる。

これに対して、部会資料78Aは、素案（1）でいう「権利を行使することができること」が①債権の発生と②履行期の到来であるとし、債権者が①②を認識した時を起算点とする。部会資料78Aで示された上記の解釈は、改正前166条1項に関する法律上の障害説に基づくものと推察される。法律上の障害説によれば、履行期の未到来は法律上の障害の典型例であった<sup>107</sup>。つまり、部会資料78Aは、素案（2）の起算点確定法理を法律上の障害説とした上で、素案（1）と素案（2）の「権利を行使することができる」という文言を同じ意味で解釈しようと試みるものであった。

部会資料78Aの解釈によるならば、期限が不確定期限であれ確定期限であれ、期限の定めのある債権に関する素案（1）の消滅時効の起算点は、債権者が期限の到来を知った時であると解すべきである。しかし、部会資料78Aは、期限を確定期限と不確定期限に分けた上で、確定期限の定められた債権については、債権者が確定期限の到来を認識せずとも、確定期限到来時から新166条1項1号の消滅時効が進行を開始するという。その理由として、部会資料78Aは、確定期限については、債権者が弁済期以前のいずれかの時点において債権の発生を基礎づける事実と弁済期を認識していれば、後は弁済期が到来しさえすれば権利行使の現実的な機会が確保されているという<sup>108</sup>。

部会資料78Aによる上記の説明は、確定期限の設定に関する認識をもって、確定期限到来の認識に代えるものであろう。しかし、確定期限の場合のみ、こ

のような認識対象の変更が認められる理由は那邊にあるのだろうか。この解釈が「債権者は、確定期限の設定を認識しているならば、通常、確定期限の到来も認識している」という規範的評価を含んでいるのであれば、この解釈は、新166条1項1号の主観的起算点に評価的要素を持ち込むものといえよう。しかし、前述のとおり、新166条1項1号の「知った」には評価的要素は含まれておらず、現実の認識を要するものとされている。したがって、部会資料78Aにおける素案の解釈については疑問なしとしない。

なお、新166条1項1号は、部会資料69Aの素案(1)から「及び債務者」の文言を削除しているが、「債務者」に対する認識を、消滅時効の要件事実から削除したわけではない<sup>109</sup>。よって、債権者の認識すべき対象には、債務者も含まれているといえよう。

## (二) 新724条の趣旨

新724条1号は、新166条1項1号における5年の消滅時効よりも短期の消滅時効を定めるものである。いくつかの部会資料は、不法行為につき、一般の債権の消滅時効よりも短期3年の消滅時効を定める意義を述べたものの、法制審では賛同が得られなかった。結局、新724条1号は、将来的な見直しがあり得ることを確認した上で、改正前724条前段を実質的に維持したにすぎないといえよう<sup>110</sup>。

新724条2号は、改正前民法下における判例の解釈とは異なり、改正前724条後段の20年の期間制限が消滅時効であることを明らかにするものである<sup>111</sup>。

## (3) 新167条・724条の2の趣旨

法制審においては、初期の段階から、生命、身体等の損害による損害賠償請求権に関する特則を定めることが提案されていた。もっとも、その適用範囲については、当初、「生命、身体、健康又は自由」や「生命、身体、名誉その他の人格的利益」も含める案が提出されたものの(資料14-2、部会資料23)、その後の議論を経て、「生命・身体[又はこれらに類するもの]」となり(中間試案)、更に「生命・身体等」へと絞られた上で(部会資料63)、最後には、「等」

を付けない表現で新 167 条・新 724 条の 2 が定められた（部会資料 69A）。したがって、新 167 条・新 724 条の 2 の適用範囲は、「生命」又は「身体」の侵害による損害賠償請求権に限られるといえよう。

#### 四 新時効法における消滅時効の起算点についての検討

##### 1 総論：起算点確定法理と時効期間の関係

フランスの旧時効法は、普通時効を 30 年とし、権利発生時を原則的な起算点としていた。また、旧時効法における時効の停止事由は制限されていた。もっとも、フランス民法典制定後に多くの短期消滅時効が定められた。このような状況下において、「法律、約定又は不可抗力から生じる何らかの障害のために、訴えを提起できない者に対して、時効は進行しない」という判例法理が確立し、この判例法理は、法諺「訴えることのできない者に対して時効は進行しない」に基づくものとして、学説上承認されるに至った。フランスの新時効法は、人的訴権の消滅時効の時効期間を 5 年に短縮した上で、上記判例を起算点延期事由・停止事由として追認した。そして、権利行使障害事由のうち、権利者における権利発生の不知は人的訴権の消滅時効の原則的起算点として取り入れられた。

ボワソナード草案の定める「時効の停止」には、(A) 時効の進行を開始させないものと (B) いったん進行開始された時効の進行を休止させるものがあった。そして、時効の停止の効果は、原則として、進行停止とされていた。停止事由には、権利行使に関する法律上の障害と事実上の障害があり、前者は明文の規定がなくとも停止事由となるが、後者は明文の規定がなければ停止事由にならない。そして、法律上の障害の中でも (A) の停止事由に該当するものは、消滅時効の起算点を画すると解されていた。

明治民法の立法担当者は、普通時効の時効期間が 20 年であることを前提として、ボワソナード草案における消滅時効の起算点確定法理の構想を承継することを企図していた。もっとも、帝国議会において、債権の消滅時効の時効期間は 10 年へと短縮された（改正前 167 条 1 項）。この変更によって、債権者の

権利行使機会は普通時効の半分の期間に縮減されることとなった。

債権に関する10年の消滅時効（改正前167条1項）における改正前166条1項の解釈につき、現在の判例法理は現実的期待可能性説であるとされている。また、改正前724条前段の3年の短期消滅時効の起算点の解釈に関する判例においても、その消滅時効の実質的な起算点確定法理は現実的期待可能性説であると解されている。このように、普通時効の時効期間よりも短期の消滅時効の起算点確定法理は、現実的期待可能性説と解されている。このような起算点確定法理に関する議論の展開は、普通時効よりも短期の時効期間を定める短期消滅時効において、権利者の権利行使機会が十分に保障されていないことから、現実的期待可能性説を採用することで短期消滅時効の進行開始を遅らせることによって、権利者の権利行使機会を保障することを試みるものであったといえよう<sup>112</sup>。

以上の検討からすれば、消滅時効の起算点確定法理は時効期間の長短と相関関係にあるものと解せられる。時効期間20年の普通時効においては、その時効期間によって権利者の権利行使機会が十分確保されている。そのため、その起算点確定法理は法律上の障害説と考えてよい。しかし、時効期間が20年に満たない短期消滅時効においては、その時効期間によって権利者の権利行使機会が十分確保されているとはいえない。そこで、短期消滅時効の起算点確定法理は、現実的期待可能性説と解すべきであろう。

本稿の検討対象である新166条・167条・724条・724条の2は、それぞれ異なった時効期間を定めている。それゆえ、各条文の定める消滅時効の時効期間ごとに起算点確定法理を検討すべきこととなる。

## **2 各論：新166条・167条・724条・724条の2の解釈**

### **(一) 20年の消滅時効（新167条・新724条）**

#### **(1) 普通時効としての20年の消滅時効**

前述のとおり、改正前民法において、普通時効の時効期間は20年であった。改正前724条後段の20年の期間制限は、元来、普通時効を定めるものにすぎ

なかったが、判例において、この期間制限を除斥期間とする解釈が示されていた。しかし、今回の改正における新724条2号は、改正前724条後段の本来の趣旨に立ち返り、20年の期間制限が消滅時効であることを明確にしている<sup>113</sup>。また、新167条は、人身損害に関して、新166条1項2号の消滅時効の時効期間を普通時効の20年に伸張するものである。これらの改正は、わが国の民法の基本原則、すなわち、20年の消滅時効が普通時効であるということを改めて確認するものといえよう。

## (2) 新167条の適用範囲

法制審の議論の検討からすると、新167条・新724条の2は、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権にのみ適用されることになる。そのため、精神的機能の侵害による損害賠償請求権については、原則として、新167条・新724条の2が適用されない。もっとも、単に精神的な苦痛を受けたという状態を超え、PTSDを発症するなど精神的機能の障害が認められるケースについては、身体的機能の障害が認められるケースと区別すべき理由はないため、精神的機能の侵害による損害賠償請求権は、身体の侵害による損害賠償請求権に含まれると解される<sup>114</sup>。

第79回会議における合田関係官は、同一の事故によって物損と人損が生じた場合、物損に基づく損害賠償請求権に対して新167条・新724条の2が適用されないという<sup>115</sup>。両条の趣旨は、生命・身体について深刻な被害が生じた場合に、債権者が時効完成の阻止に向けた措置を速やかに行うことが期待できないことにあった。同一事故によって人損と物損が生じた場合、権利者は、人損のみならず、物損に関する権利も行使困難な状況に置かれるであろう。それゆえ、両条の趣旨を鑑みて、同一事故によって物損と人損が生じた場合、その物損に関する損害賠償請求権に対しても新167条・新724条の2が適用されると解すべきである<sup>116</sup>。

## (3) 新167条における消滅時効の起算点

前述のとおり、起算点確定法理は時効期間の長短と相関関係にある。新167

条は、20年の普通時効を定めるものであるから、起算点確定法理は法律上の障害説となる。それゆえ、新167条の起算点は、(1)請求原因事実が全て充足し、(2)権利行使について法律上の障害がなくなった時となる<sup>117</sup>。

#### (4) 新724条2号における消滅時効の起算点

新724条2号は「不法行為の時」が20年の消滅時効の起算点であるとする。新724条2号の「不法行為の時」という表現は、新167条・新166条1項2号の「権利を行使することができる時」という表現と異なっている。しかし、新724条2号は、新167条と同じく普通時効を定めるものにすぎない。そうであるならば、新724条2号と新167条の起算点確定法理は同一と解すべきである。すなわち、新724条2号の起算点確定法理は法律上の障害説となろう。したがって、同条同号の「不法行為の時」という表現は、多くの場合、不法行為に基づく損害賠償請求権の請求原因事実が不法行為の時に全て充足し、かつ、その時点において、権利行使について法律上の障害も存在しないことから、法律上の障害説に基づく起算点の一例を示すものにすぎないと解すべきであろう<sup>118</sup>。

### (二) 5・10年の消滅時効（新166条1項、新724条の2）

#### (1) 10年の消滅時効（新166条1項2号）の起算点

新166条1項2号は、改正前166条1項・167条1項を維持するものであって、債権の消滅時効に関する原則たる10年の消滅時効を定めるものである。それゆえ、新166条1項2号の10年の消滅時効は、同条同項1号の5年の消滅時効の上限期間と捉えるべきではなく、同条同項2号の起算点確定法理を法律上の障害説と捉える必然性もない。

新166条1項2号は、改正前166条1項・167条1項に関する判例法理を引き継ぐものである<sup>119</sup>。起算点確定法理に関する判例法理は、現実的期待可能性説であると解されている。また、起算点確定法理が時効期間の長短と相関関係によって決定されるという本稿の立場からしても、新166条1項2号の10年の消滅時効は、普通時効の20年の時効期間と比して短期消滅時効に当たるから、その起算点確定法理は現実的期待可能性説と解すべきであろう。したがっ

て、新 166 条 1 項 2 号の起算点とは、①法律上の障害がなくなり（厳密に言えば、（1）請求原因事実が全て充足し、かつ、（2）権利行使について法律上の障害がなくなり）、かつ、②権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるようになった時となる<sup>120</sup>。

なお、法制審において中田裕康は、改正前の判例の展開を踏まえた上で、②の権利の性質上、その権利行使が現実に期待できる時まで時効が進行しないということに、債権者に権利の行使や障害の除去を強いることが、債権の発生の基礎となっている契約あるいは制度の趣旨に反するようなときには、それを強いるものではないという意味が込められていると指摘していた<sup>121</sup>。先に述べたとおり、新 166 条 1 項 2 号は改正前 166 条 1 項・167 条 1 項に関する判例を引き継ぐのであるから、この指摘は今後の新 166 条 1 項 2 号の解釈における一つの指針となろう<sup>122</sup>。

## **(2) 5 年の消滅時効（新 166 条 1 項 1 号）の起算点**

新 166 条 1 項 1 号の消滅時効の起算点は、債権者が権利を行使することができることを知った時であるとする。それゆえ、（ $\alpha$ ）**債権者が認識すべき対象**と（ $\beta$ ）**債権者の認識の程度**が問題となる。

なお、新 166 条 1 項及び新 724 条の 2 の定める 5 年の消滅時効は、普通時効である 20 年の消滅時効の特則であり、10 年の消滅時効と同じく、短期消滅時効に当たる。それゆえ、本稿の立場からすると、5 年の消滅時効の起算点確定法理は現実的期待可能性説と解すべきである。それゆえ、債権者が「権利を行使することができることを知った」としても、（ $\gamma$ ）**債務者に対する請求が現実に期待できない場合**には、法律上の障害がなくなり、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるようになるまで同条同項同号の消滅時効が進行を開始しないことになる。

### **( $\alpha$ ) 債権者が認識すべき対象**

部会資料 78A は、債権者の認識すべき対象として、①債権の発生を基礎づける事実、②履行期の到来、③債務者があるとする<sup>123</sup>。

改正前 724 条の解釈において、債権者（被害者）は、加害者や損害のみならず、違法性や因果関係も認識すべきものとされていた。これは、債権者の認識すべき対象に、不法行為に基づく損害賠償請求の成立要件の充足が含まれていたといえよう。それゆえ、新 166 条 1 項 1 号において債権者が認識すべき事実とは、債権の発生を基礎づける事実、換言すれば、債権の成立要件に該当する事実であるといえよう。

部会資料 78A は、②履行期の到来も、債権者の認識すべき対象であるとする<sup>124</sup>。これは、新 166 条 1 項 2 号の「権利を行使することができる」ことと、同条同項 1 号の「権利を行使することができる」ことを法律上の障害説から解釈するものといえよう。

しかし、新 166 条 1 項 2 号の解釈について述べたように、この解釈は、同条同項同号の起算点確定法理を法律上の障害説とするという点で問題があると考える。仮に、同条同項同号の起算点確定法理が法律上の障害説であるとしても、履行期の到来を債権者の認識すべき対象に含めることには疑問がある。前述のとおり、同条同項 1 号の起算点の解釈については、改正前 724 条前段の解釈が引き継がれる。改正前民法 724 条前段における加害者及び損害の認識の主張立証責任は、債務者にあるとされていた<sup>125</sup>。債権者における認識は、債権者の支配領域内の事象である。そのため、債務者による債権者の現実の認識の証明には困難が伴う。不誠実な債権者は、その困難を利用して、実際には債権の成立要件に該当する事実を認識しているにもかかわらず、それらの事実の不知を主張することが可能となる。フランス法は、このような不誠実な権利者による不知の濫用を防止するために、短期消滅時効の主観的起算点において評価的要素を採用し、現実の認識時のみならず、認識すべきであった時も、その起算点としている。これに対して、わが国の新 166 条 1 項 1 号は、その主観的起算点につき、評価的要素を排除し、現実の認識が必要であるとしている。新 166 条 1 項 1 号の主観的起算点において、債権者による不知の濫用を防止するためには、債権者が現実に認識すべき対象を限定し、債務者による主張立証を容易に

することが望ましい。それゆえ、②は認識すべき対象に含まれていないと解すべきである。

なお、部会資料 80-1 は、素案(1)から「及び債務者」の文言を削除したものの、債務者に対する認識を、不法行為の消滅時効の要件事実から削除したわけではない。それゆえ、債権者が認識すべき対象には③債務者も含まれている<sup>126</sup>。

したがって、新 166 条 1 項 1 号において債権者が認識すべきは、①債権の発生を基礎づける事実と③債務者であって、②履行期の到来は、債権者の認識すべき対象に含まれていないと解すべきであろう。

### (β) 認識の程度

新 166 条 1 項 1 号の解釈は、改正前 724 条前段の解釈が参考にされる。それゆえ、新 166 条 1 項 1 号における債権者の認識の程度としては、現実の認識が要求されることになる<sup>127</sup>。

もっとも、債権の成立要件の中には、法的評価を要する要件もある。改正前 724 条前段に関する判例（最判昭 44・11・27 民集 23 卷 11 号 2265 頁）は、法的評価を要する要件に対する被害者の認識につき、当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると一般人が判断するに足りる事実を債権者が認識すればよいとしていた。したがって、債権の成立要件のうち法的評価を要する要件については、一般人がその要件に該当すると判断するに足りる事実を認識すればよいと解すべきであろう<sup>128</sup>。

### (γ) 債務者に対する請求が現実に期待できない場合

債権者が①債権の発生を基礎づける事実と③債務者を現実に認識したとしても、法律上の障害、又は、権利の性質上、その権利行使を現実に期待できない場合が生じ得る。このような場合においても、改正前 724 条前段の解釈が引き継がれる。改正前 724 条前段の起算点確定法理は現実的期待可能性説であって、損害と加害者に対する債権者の認識は、その現実的期待可能性の徴表にすぎず、権利行使が現実的に期待可能となった時が起算点となると解されていた<sup>129</sup>。それゆえ、上記のような場合において、新 166 条 1 項 1 号の

消滅時効の起算点は、法律上の障害がなくなり、かつ、権利の性質上、その権利行使が現実期待できるようになった時であるといえよう。

期限の定めのある債権において、期限は法律上の障害である。それゆえ、期限の定めのある債権に関する新166条1項1号の消滅時効の起算点は、債権者が①債権の発生を基礎づける事実と③債務者を知った時ではなく、期限の到来した時となる。

### (3) 新724条2号の類推適用の可能性

一般の債権の消滅時効の原則としての時効期間は10年（新166条1項1号）であり、その起算点確定法理は、現実的期待可能性説である。現実的期待可能性説は、消滅時効の起算点を柔軟化し、短期消滅時効において権利者に権利行使機会を確保するものである。しかしながら、現実的期待可能性説は時効完成時期を不明瞭にするものでもある。現実的期待可能性説に対する批判は、この点についての懸念に基づくものと推測される<sup>130</sup>。

しかし、上記の懸念は、一般の債権に対しても20年の普通時効が適用されると解することで払拭されるものと考ええる。新167条と新724条2号は、わが国の民法典の普通時効が20年の時効であることを確認するものである。法制審において、潮見は、新724条2号（改正前724条後段）の趣旨が、権利関係の早期安定確保、請求を受ける債務者の不安定な地位の長期化の回避であり、これらは不法行為に特有のものでないと指摘していた<sup>131</sup>。すなわち、新724条2号が端的に示すとおり、20年の普通時効は、20年未満の短期消滅時効にかかる権利にも適用されることで、短期消滅時効の上限期間として権利関係の安定を図るという機能も果たしている。

したがって、一般の債権は、新166条1項各号所掲の短期消滅時効のみならず、新724条2号の類推適用により、法律上の障害説を起算点確定法理とした20年の普通時効にもかかると解すべきであろう。換言すると、一般の債権につき、現実的期待可能性説を起算点確定法理とした10年の消滅時効（新166条1項2号）が完成していない場合であっても、新724条2号の類推適用によっ

て、法律上の障害説を起算点確定法理とした20年の普通時効が完成することになる。

### (三) 3年の消滅時効(新724条1号)と5年の消滅時効(新724条の2)

新724条1号は、3年の消滅時効を定めるものである。法制審において指摘されたとおり、今回の新724条の改正の趣旨は改正前724条後段の解釈を明確にするにとどまっております。新724条1号は改正前724条を暫定的に維持するものにすぎない<sup>132</sup>。それゆえ、新724条1号の起算点確定法理は、改正前724条前段の解釈が引き継がれて、現実的期待可能性説になろう。

新724条の2は、新724条1号の3年の消滅時効を人身損害に関して、新166条1項1号と同じく時効期間(5年)とするものである。新166条1項1号は旧724条前段の解釈を引き継ぐものであった。そのため、新724条の2の起算点確定法理は、改正前724条前段の解釈が引き継がれて、現実的期待可能性説になろう。

なお、新724条の2は新167条と併せて立法されたものであるから、新724条の2と新167条の適用範囲は同一であると解せられよう。

## 五 おわりに

本稿は、新166条・167条・724条・724条の2に関する解釈の展望を示すものであった。もっとも、今後の判例において、本稿と異なる解釈が示される可能性がある。今後の判例や学説の展開を逐次検討し、近い将来、新時効法に関する判例や学説が集積した時点で本稿の内容について再検討することとしたい。

(本研究は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団研究助成及びJSPS科研費JP19K01393の助成を受けたものである)

提出年月日：2019年10月1日

- 
- 1 仮屋篤子「民法（債権関係）改正法における消滅時効規定の構造」名城ロースクール・レビュー 40号（2017年）67頁、酒井廣幸『民法改正対応版 時効の管理』（新日本法規、2018年）。
  - 2 なお、本稿は、松岡久和ほか編『債権法改正コンメンタール』（法律文化社、未刊）所収の拙稿と重複する部分が少ないから存在する。もともと、紙幅の関係上、同コンメンタールでは新時効法に関する私見を詳述しておらず、本稿は、同コンメンタール中の拙稿の内容を補充するものである。両者は、併せて一つの論考を形成するものであるとご理解いただきたい。
  - 3 本文におけるフランス法に関する検討は、基本的に、拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察：フランス法における『訴えることのできない者に対して時効は進行しない（*Contra non valentem agere non currit praescriptio*）』の意義（一）（二・完）」富大経済論集54巻1号69頁（2008年）、同3号55頁（2009年）の内容を確認するものに過ぎない。
  - 4 Charles AUBRY et Frédéric-Charles RAU, Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae, t.2., 4<sup>e</sup>éd.,1869, p.328, n° 303.
  - 5 Charles AUBRY et Frédéric-Charles RAU, Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae, t.4., 4<sup>e</sup>éd.,1871, p.70, n° 302 et p.88, n° 303.
  - 6 AUBRY et RAU, supra note 4, pp.329 et s, n° 213.
  - 7 拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察：フランス法における『訴えることのできない者に対して時効は進行しない』の意義（一）」富大経済論集54巻1号94頁（2008年）。
  - 8 拙稿「消滅時効の起算点・停止に関する基礎的考察：フランス法における『訴えることのできない者に対して時効は進行しない』の意義（二・完）」富大経済論集54巻3号59頁以下（2009年）。
  - 9 拙稿・前掲注（8）78頁。
  - 10 拙稿・前掲注（8）81頁。
  - 11 Jérôme FRANÇOIS, *Traité de droit civil*, t.4., 2<sup>e</sup>éd., 2011, p.152., n° 157. なお、「訴権（*action*）の行使を可能とする事実を知る」と定めた方が良かったとする説もある（Philippe MALINVAUD, Dominique FENOILLET et Mustapha MEKKI, *Droit des obligations*, 14<sup>e</sup>éd., 2018, p.901., n°966）。また、プルネ＝レキュイエは、仏民2224条の「権利者が権利の行使を可能とする事実」の「権利」を実体法上の権利と解釈すると、同条の起算点として権利者が認識すべき事実は権利を発生させる法律行為又は法的事実となるが、「権利」を訴権と解釈すると、訴権が権利の享受に対する妨害（*trouble*）からの保護を目的とするものであるから、権利の享受に対する債権者による紛争を示す諸要素を証明すべきことになるという（Claude BRENNER et Hervé LÉCUYER, *La réforme de la prescription*, JCP N 2009, 1118, n<sup>os</sup> 28 et s.）
  - 12 MALINVAUD, FENOILLET et MEKKI, loc. cit.
  - 13 MALINVAUD, FENOILLET et MEKKI, supra note 11., p.919., n° 987.
  - 14 改正前民法における消滅時効の起算点についての検討は、拙稿「わが国における消滅時効の起算点・停止（一）～（三・完）」富大経済論集56巻2号59頁（2010年）、57巻1号65頁（2011年）、同2号141頁（2011年）の内容を確認するものに過ぎない。
  - 15 拙稿「わが国における消滅時効の起算点・停止（一）」富大経済論集56巻2号59頁以下、

- 84頁以下（2010年）。
- 16 Gustave BOISSONADE, *Projet de code civil pour l'empire du japon accompagné d'un commentaire*, t.4., nouv éd., pp .937 et s., n<sup>os</sup> 313 et s.
  - 17 BOISSONADE, *supra* note 17, p.993, n<sup>o</sup> 368.
  - 18 拙稿・前掲注（15）73頁以下。
  - 19 拙稿・前掲注（15）84頁以下。
  - 20 我妻栄『新訂 民法総則』431頁（岩波書店，1965年），同「月賦弁済債務の消滅時効の起算点」『民法研究Ⅱ 総則』288頁（有斐閣，1966年，初出1938年）。
  - 21 法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議11頁〔山野目章夫発言〕〔平成25年10月29日〕<http://www.moj.go.jp/content/000119880.pdf>（2019.9.8）。なお，以下の脚注では，法制審議会民法（債権関係）部会での発言につき会議の回数と議事録の頁数と発言者名のみを引用する。
  - 22 星野英一「時効に関する覚書－その存在理由を中心として－」『民法論集 第4巻』（有斐閣，1978年，初出1974年）309頁。
  - 23 潮見佳男『民法総則講義』304頁（有斐閣，2005年）。
  - 24 拙稿「わが国における消滅時効の起算点・停止（二）」富大経済論集57巻1号87頁（2010年）。
  - 25 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣，2011年。初出1997年）463頁。
  - 26 拙稿・前掲注（24）72頁以下。
  - 27 改正前724条後段の立法過程については，内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』（成文堂，1993年）3頁以下参照。
  - 28 拙稿「わが国における消滅時効の起算点・停止（三・完）」富大経済論集57巻2号75頁注45所掲の論文参照（2011年）。
  - 29 民法（債権法）改正検討委員会『詳解 債権法改正の基本方針Ⅲ』（商事法務，2009年）166頁。
  - 30 民法改正研究会『民法改正 国民・法曹・学会有志案』（日本評論社，2009年）135頁，230頁。
  - 31 金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務，2008年）301頁。
  - 32 審議の経過については，筒井健夫＝村松秀樹『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務，2018年）61頁以下参照。
  - 33 本稿では，紙幅の関係上，部会資料のURLについては省略することとする。
  - 34 部会資料14－2・2頁以下，部会資料23・12頁以下。
  - 35 部会資料31・1頁以下。
  - 36 部会資料52・11頁。なお，部会資料52は4年又は5年もあり得るとする（部会資料52・14頁，15頁）。
  - 37 部会資料54・12頁。
  - 38 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」〔平成25年4月〕70頁以下 <http://www.moj.go.jp/content/000109950.pdf>（2019.9.8）。
  - 39 部会資料63・6頁。
  - 40 第74回議事録12頁〔山本（敬）〕。
  - 41 部会資料69A・1頁以下。

- 42 部会資料69A・1頁以下。
- 43 第79回議事録4頁 [大島]。
- 44 第79回議事録13頁 [中田]。
- 45 部会資料78A・7頁。
- 46 部会資料78A・11頁。
- 47 第88回議事録36頁 [道垣内]。
- 48 部会資料80-3・1頁。
- 49 第92回議事録22頁 [合田]。
- 50 第92回議事録23頁 [合田]。
- 51 部会資料14-2・11頁以下，部会資料23・13頁以下。
- 52 部会資料31・11頁。
- 53 第34回議事録36頁 [中井]。
- 54 第34回議事録33頁以下 [潮見]。
- 55 部会資料54・14頁。
- 56 中間補足76頁。
- 57 第74回議事録16頁 [合田]。
- 58 第74回議事録19頁 [山本 (敬)]。
- 59 部会資料69A・9頁，第79回議事録5頁 [合田]。
- 60 第79回議事録19頁 [山本 (敬)]。
- 61 部会資料78A・16頁。
- 62 部会資料78A・16頁。
- 63 第88回議事録43頁以下 [山本 (敬)]。
- 64 第88回議事録44頁以下 [潮見]。
- 65 部会資料80-3・2頁。
- 66 第92回議事録15頁 [潮見]。
- 67 なお，時効に関する経過措置については，第95回会議でも論じられている（第95回議事録8頁 [潮見]，同8頁 [筒井]）。
- 68 部会資料85・1頁以下。また，第97回会議では，柳沢尚武弁護士ほかによる「意見書」が提出された（「弁護士柳沢尚武ほか「意見書」」（平成26年12月15日）<http://www.moj.go.jp/content/001130021.pdf>（2019.9.8））。同意見書は，改正法施行前に生じた不法行為においても改正前724条後段が適用されるべきであると述べるものであり，岡正晶委員（弁護士（第一東京弁護士会所属））は同意見書に賛成していた（第97回議事録50頁 [岡]）。
- 69 第97回議事録50頁 [佐成]。
- 70 部会資料14-2・11頁，部会資料23・14頁。
- 71 第12回議事録・24頁以下 [潮見]。
- 72 第12回議事録30頁以下 [岡]，同旨，12回議事録30頁以下 [高須]。
- 73 第12回議事録30頁以下 [山本 (敬)]。
- 74 部会資料31・11頁。
- 75 第34回議事録40頁 [山本 (敬)]。
- 76 部会資料54・15頁。

- 77 第65回議事録28頁 [佐成]。
- 78 中間補足76頁。
- 79 中間補足77頁以下。
- 80 部会資料63・8頁。
- 81 部会資料63・8頁以下。
- 82 第74回議事録25頁 [潮見]。
- 83 第74回議事録22頁 [安永]。
- 84 第74回議事録23頁 [岡田]。
- 85 第74回議事録21頁 [安永]。
- 86 第74回議事録22頁 [佐成]。
- 87 部会資料69A・12頁。
- 88 部会資料69A・12頁以下。
- 89 部会資料69A・12頁以下。
- 90 第79回議事録17頁 [山川]。同旨, 79回議事録17頁 [岡田]。
- 91 第79回議事録18頁 [佐成]。
- 92 第79回議事録20頁 [村上]。
- 93 第79回議事録20頁 [合田]。
- 94 部会資料78A・18頁。
- 95 部会資料78A・18頁。
- 96 第88回議事録39頁 [高須], 40頁 [中井], 41頁 [岡田], 42頁 [山川]。
- 97 第88回議事録40頁 [佐成]。
- 98 第88回議事録43頁 [岡]。同旨, 88回議事録45頁以下 [深山]。
- 99 部会資料81-1・1頁。
- 100 第88回議事録19頁 [岡田]。
- 101 第88回議事録23頁 [合田]。
- 102 部会資料69A・1頁以下。
- 103 第92回議事録23頁 [合田]。
- 104 部会資料69A・1頁以下。
- 105 部会資料78A・6頁以下。
- 106 中間補足72頁。
- 107 幾代通『民法総則 [第二版]』(青林書院, 1984年) 504頁。
- 108 部会資料78A・11頁。
- 109 第92回議事録22頁 [合田]。
- 110 第88回議事録会議44頁 [山本(敬)]。
- 111 第88回議事録会議44頁 [潮見]。
- 112 山本敬三『民法講義I [第3版]』(有斐閣, 2011年) 564頁以下は, 時効期間の短期化の中での権利行使機会の保障に言及する。
- 113 新724条2号が改正前724条後段に関する判例に与える影響については, 宮下修一「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」法時91巻9号(2019年) 172頁参照。
- 114 筒井=村松・前掲注(32) 61頁以下。

- 115 第79回議事録20頁〔合田〕。同旨、平野裕之『新債権法の論点と解釈』（慶應義塾大学出版会、2019年）78頁、酒井・前掲注（1）185頁以下。
- 116 同旨、松本克美「民法改正と建物瑕疵責任」立命375・376号472頁（2017年）。
- 117 第79回議事録会議11頁〔山野目〕。
- 118 潮見佳男は、改正前724条後段に関して蓄積された解釈が、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償に妥当するという（潮見佳男『新債権総論I』（信山社、2017年）177頁）。
- 119 鹿野菜穂子・高須順一「消滅時効」ジュリ1515号（2018年）69頁以下〔鹿野発言、高須発言〕、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）425頁、鎌田薫ほか『重要論点 実務民法（債権関係）改正』（商事法務、2019年）204頁以下〔篠原孝典〕、219頁以下〔鎌田薫〕、能見善久＝加藤新太郎編『論点体系判例民法1』（第一法規、2019年）517頁〔鎌田邦樹〕、秋山靖浩「債権の消滅時効の主観的起算点」法時90巻8号（2018年）131頁。
- 120 潮見佳男ほか編『詳解改正民法』（商事法務、2018年）79頁〔山野目章夫〕。
- 121 第79回議事録13頁〔中田〕。なお、中田は、その著書にて、本文で示した障害が法律上の障害であるとする（中田裕康ほか『講義 債権法改正』（商事法務、2017年）36頁〔中田裕康〕）。もっとも、法律上の障害説をとる学説は、債権者の意思によって除きうる法律上の障害が時効の進行を妨げないとしている（前掲注（20）所掲の文献参照）。確かに、近時、債権者自ら除去できる法律上の障害であっても時効の進行を妨げることを読めた判例がある（最判19・4・24民集61巻3号1073頁等）。しかし、これらの判例は、法律上の障害説ではなく、現実的期待可能性説になじむものであると理解されている（鹿野菜穂子「判批」法時80巻5号102頁）。それゆえ、著書における中田の法律上の障害説に関する理解は、従前の法律上の障害説におけるものとは異なる法律上の障害概念を提示するものといえよう。
- 122 死亡保険約款において、死亡保険金請求権につき被保険者の死亡時から2年の消滅が定められていたところ、当該保険の被保険者死亡時から3年以上が経過した後にその遺体が発見されたという事案で、最判平成15・12・11民集57巻11号2196頁は、被保険者死亡時からその遺体が発見されるまでの間はその権利行使が現実に期待できないような特段の事情が存したとして、保険契約に基づく保険金請求権の消滅時効の起算点を遺体発見時とした。この判例は、保険金受取人（債権者）が被保険者死亡による保険金請求権発生を認識した時を同請求権の消滅時効の起算点とするものである。債権法改正後も、この判例の立場が新166条1項2号の解釈に引き継がれるのかどうかは見解が分かれるところであろう。新166条1項2号と同条同項1号の差異が主観的起算点の有無である点を強調するならば、主観的起算点を認めたに等しい本判例は新166条1項2号の解釈に引き継がれないことになる。しかし、新166条1項2号が改正前166条1項を維持したにすぎないとするならば、同条同項に関する判例の立場は改正後も引き継がれることとなろう（四宮＝能見・前掲注（119）424頁以下）。なお、後者の解釈に立つとしても、本稿の解釈（本文四2（三）（3））によれば、当該保険金請求権は、（保険金受取人の知不知にかかわらず）法律上の障害がなくなった時から20年の消滅時効にかかる。
- 123 部会資料78A・7頁、11頁。
- 124 山野目章夫『新しい債権法を読みとく』（商事法務、2017年）63頁以下及び同『民法概論1』（有斐閣、2017年）337頁は、弁済期を暦日で定めた場合には、暦日の到来が公知であることから、弁済期が起算点となるとする。また、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘

文堂, 2018年) 423頁は, 通常, 債権者が確定期限を知っているとす。他に, 平野裕之『民法総則』(日本評論社, 2017年) 429頁, 中舎寛樹『民法総則 第2版』(日本評論社, 2018年) 421頁, 酒井・前掲注(1) 107頁, 筒井=村松・前掲注(32) 58頁注1も, 履行期の到来の認識が必要であるという。

125 大江忠『第3版 要件事実民法(4)』(第一法規, 2005年) 761頁。新166条1項1号においても, 債権の発生原因及び債務者を知ったことの主張立証責任は債務者にあるとされる(大江忠『第4版 要件事実民法(1)』(第一法規, 2016年) 590頁)。

126 部会資料80-3・1頁, 第92回議事録22頁[合田]。

127 平野・前掲注(115) 72頁, 酒井・前掲注(1) 88頁。

128 部会資料78A・7頁。この点につき, 秋山靖浩は, 改正前724条前段の主観的起算点の趣旨と新166条1項1号のそれが完全に一致しているわけではないとも考えられるとし, 一般人基準を基礎とすることにつき検討の余地があるとする(秋山・前掲注(119) 130頁)。佐久間毅『民法の基礎 総則[第4版]』(有斐閣, 2018年) 413頁も, 一般人を基準とすべきか明言していない(秋山・前掲注(119) 131頁注15)。

なお, 金融商品の取引における説明義務違反につき, 中井康之は, 説明義務違反という法的評価が容易でない場合には, 弁護士に相談して債権者が違法性を認識した時が新166条1項1号の起算点となるとする(中井康之「いよいよ決まった「民法(債権関係)改正」」自正66巻5号12頁(2015年))。

また, 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権について, 一般人であれば安全配慮義務に違反し, 債務不履行が生じていると判断するに足る事実を知っていたことを必要とするという見方もある(筒井=村松・前掲注(32) 58頁注2, 酒井・前掲注(1) 120頁)。これに対して, 高須順一は, 具体的な労務管理の違法な部分についての債権者の認識を要するとする(鹿野=高須・前掲注(119) [高須発言])。なお, 潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正』(弘文堂, 2017年) 81頁[金山直樹]も参照。

129 平野・前掲注(115) 75頁, 酒井・前掲注(1) 78頁。

130 石井教文「債権の消滅時効」金法2029号38頁(2015年)は, 起算点に関する判断が評価概念化する恐れがあるという。

131 第34回議事録33頁以下[潮見]。

132 第88回議事録43頁以下[山本(敬)], 44頁以下[潮見]。

